

令和2年6月吉日

居宅介護支援事業所
高齢者支援センター 各位

町田市ケアマネジャー連絡会
会長 齋藤 秀和

【介護保険最新情報 Vol. 842 臨時的取扱い（第12報）に対する町田市ケアマネジャー連絡会としての考え方】

先般発出されました介護保険最新情報 Vol.842 臨時的取扱い第12報について、町田市ケアマネジャー連絡会としましては、通所サービス事業所連絡会・町田市介護保険課との協議のもと、下記の形での対応を会員の皆様にお示しさせていただきます。

— 記 —

【介護保険最新情報 Vol. 842 臨時的取扱い（第12報）抜粋】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下、「第1報」という。）等でお示ししているところです。本日、通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。以下、同じ。）と短期入所系サービス事業所（短期入所生活介護、短期入所療養介護。以下、同じ。）については、**介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合**には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、別紙に従い、介護報酬を算定することを可能としたことから、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。また今回の取扱いについてわかりやすくお伝えする観点から参考資料を作成いたしましたのであわせてご確認ください。

【介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合】について

算定に至る手順として、町田市ケアマネジャー連絡会としては以下の方法を会員の皆様へ、連絡させていただきます。

- ① サービス事業所よりケアマネジャーへ算定する見込みがある方に関してまず相談を頂いて下さい。（事業所から居宅宛での通知としては一律の内容となる事が予想されるが、今回の通知は『事業所単位』ではなく、『利用者単位』の観点であることを踏まえ、単位数超過の可能性やご利用者、ご家族の理解力等を考えての協議が必要となる為、利用者ごとに算定の有無や区分を検討する必要がある為）
- ② 先日、開催された通所事業所連絡会において、町田市介護保険課および町田市ケアマネジャー連絡会より、サービス事業所は上記①を行った上で、以下の点を踏まえてご利用者またはご家族等への説明を行なっていただくよう、提案しております。

- 「特例の趣旨」
- 「感染症対策としてどのような内容で対応しているのか」
- 「利用料（自己負担）の増加」
- 「6月だけではなく今後も継続する可能性」

また、ご利用者への説明・同意に関しましては、介護保険課より、次の2点から『書面での同意が望ましい』との見解をお聞きしております。

- 自己負担が上がる事で、万が一「利用料に関する誤解、トラブル」が生じた場合に、口頭ではなく書面で同意をしている事により、ご利用者、ご家族・サービス事業所・ケアマネジャーの三者で、事前に利用料の説明を行っていることが確認できる為。
 - いつまで算定可能であるか、明確な時期が示されていないことから、継続的に算定可能となりうる為、過去、いつの時点で同意を得ているかなど、利用者・家族と共に確認できる書面が必要
- ※尚、書面の取り交わりについては、「取り急ぎ、適切な説明を実施していれば、事後でも可能」との見解を町田市介護保険課に、確認しております。

③上記②の説明により、サービス事業所が利用者から同意を得る流れとなるが、次の2点について、ケアマネジャーは改めて、利用者へ確認することをお勧めいたします。

- サービス事業所からの説明について、その内容に同意しているか、利用者を確認する。
- 訪問の際、利用票を用いて、利用者・家族がサービス内容、利用料等についての変更の理解が出来ているか、確認を行う。

④上記①②③の実施がなく、サービスの提供実績の報告のみでは、原則、これに対応しないことが適切と考えます。また、上記の手順について、「疑問」や「詳細な点」等、必要時に町田市介護保険課へ問い合わせ等を行い、サービス事業所と共に、適切な対応をお願い致します。

尚、記載した上記事項の内容については、町田市介護保険課給付係に確認した上で、お伝えしております。

注意事項

- * 事業所単位ではなく、利用者単位であるにご留意ください。
- * 算定について細かい部分については、介護保険最新情報 Vol.842 臨時的取扱い第12報をご確認ください。
- * 当該通知は、「2区分上位の報酬区分を算定する取り扱いを可能とする」という性質から、利用者に応じて当該通知の範囲内でそれぞれ対応することが可能です。例えば、以下のような対応も可能です。
 - ・ 上げる区分を利用者によって変える（A様は2区分上位、B様は通常通り、C様は1区分上位で算定）。
 - ・ 上げる回数を利用者によって変える（A様は最大4回のところ3回分、B様は4回分、C様は1回分）。
 ただし、利用者によって料金が異なることになるため、何故そのような対応になったのかを含め、サービス事業者と共に利用者に対し丁寧な説明を行うとともに、支援経過記録等に記録してください。

***この通知の内容については、あくまで『臨時的取扱い』であり、新型コロナウイルスが収束し、国が介護保険事業の通常施行を判断・通知した際などには、速やかに通常通りのケアマネジメントおよびそれに付帯する計画書等の作成の手順に戻ると考えられますので、随時ご確認ください。**